

大阪市水道
基幹管路耐震化 P F I 事業

入札説明書
【修正版】

令和5年6月
大阪市

目次

第1 総則	1
1 公共施設等の管理者の名称	1
2 担当部局	1
3 本書の位置付け	1
第2 事業内容に関する事項	2
1 事業名称	2
2 事業の背景・目的	2
(1) 背景	2
(2) 目的	3
3 事業期間	3
4 事業方式	4
5 事業範囲	4
(1) 特定事業	4
(2) 任意事業	5
6 事業対象	6
7 事業者の収入	6
8 削減率	9
(1) 削減率 1：サービス購入料Cの確定時に用いる削減率.....	9
(2) 削減率 2：サービス購入料A及びサービス購入料Bの確定時に用いる削減率	9
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 選定の方法	10
2 募集及び選定スケジュール	10
3 入札参加者の構成及び参加資格要件等	11
(1) 入札参加者の構成	11
(2) 入札参加者の参加資格要件	12
(3) 構成企業等に求める要件	13
(4) 入札参加者の制限	13
4 入札への参加手続き等	15
(1) 本入札説明書等の公表	15
(2) 本入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表.....	15
(3) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出.....	16
(4) 入札説明書等に関する質疑応答の実施.....	16
(5) 参加資格確認結果の通知	17

(6)	参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	17
5	事業者の選定手続き等	18
(1)	入札提出書類の提出	18
(2)	入札書提出時の留意事項	19
(3)	提案書の提出	20
(4)	開札の日時及び場所	20
(5)	基礎審査の結果の通知	21
(6)	提案内容に関するプレゼンテーションの実施	21
(7)	大阪市 P F I 事業検討会議の開催	22
(8)	落札者の決定	22
(9)	審査結果の公表	22
(10)	事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し	22
6	落札者決定後の手続き	22
(1)	基本協定の締結	22
(2)	S P C の設立	23
(3)	事業計画書(案)の提出	23
(4)	落札者による事前準備行為	23
(5)	事業契約の締結	23
(6)	事業の開始	24
7	入札参加にあたっての留意事項	24
(1)	入札説明書等の承諾	24
(2)	入札参加に係る費用	24
(3)	公正な入札参加の確保	25
(4)	入札保証金	25
(5)	契約保証金の納付等	25
(6)	入札の辞退	25
(7)	使用言語、単位及び時刻	25
(8)	守秘義務対象資料等の配付	26
(9)	提出書類の取扱い	27
(10)	市からの提供資料の取扱い	27
(11)	入札の無効	28
(12)	入札の中止	28
(13)	低入札価格調査	29
(14)	価格による失格基準	30
第 4	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	31
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	31
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	31

3	金融機関又は融資団との協議	31
4	その他の措置及び支援に関する事項	31

第1 総則

1 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 谷川 友彦

2 担当部局

大阪市水道局総務部連携推進課（以下「担当部局」という。）

住所： 〒559-8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルI T M棟9階

TEL： 06-6616-5412

Mail： osaka_water_pfi@suido.city.osaka.jp

3 本書の位置付け

大阪市水道基幹管路耐震化P F I事業入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、大阪市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）に基づき、特定事業として選定した「大阪市水道基幹管路耐震化P F I事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を広く募るために公表するものである。なお、入札説明書及びその添付書類は、次の（1）から（9）までの書類（補足資料、市ホームページへの掲載等により公表したこれらに対する質問回答書（ただし、「大阪市水道基幹管路耐震化P F I事業実施方針（令和4年11月公表）」等に対する質問・意見への回答及び「大阪市水道基幹管路耐震化P F I事業（案）」等（令和5年2月公表）に対する質問・意見への回答は含まない。）その他これらに関して、市が発出した書類を加えたものを、以下「入札説明書等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に際して、公表する（1）から（9）までの書類は、参加資格確認に係る書類、提案内容の審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式を作成するにあたっての前提条件であり、それらの書類以外の補足資料についても、入札説明書等の一部を構成するものである。

今後、入札説明書等の変更が必要となった場合、市は、入札説明書等の改訂版を公表する。

- (1) 本入札説明書
- (2) 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)
- (3) 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)
- (4) 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)
- (5) 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画(以下「モニタリング基本計画」という。)
- (6) 関連資料集(守秘義務対象資料)
- (7) 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)
- (8) 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業提案書作成要領及び様式集(以下「作成要領及び様式集」という。)
- (9) その他参考資料(守秘義務対象資料を含む。)

第 2 事業内容に関する事項

1 事業名称

大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業

2 事業の背景・目的

(1) 背景

本市の浄・配水施設や管路などの中には、高度経済成長期の中期から後期にかけて整備された多くの経年施設が現存しており、十分な耐震性を備えているとはいえない状況にある。

こうした経年施設の震災対策としては、本市における想定最大規模の地震である上町断層帯地震の発生時においても当面必要とされる水道水の供給が可能となる

レベルの整備をすることが最終的な目標となるが、その完了までには多大な時間と事業費を要することとなる。

このため、令和4年3月に改訂した「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」に基づき、まずは切迫性が指摘されその対策が急務となっている南海トラフ巨大地震の発生時においても、当面必要となる水道水を供給できるようにするとともに、上町断層帯地震対策にも速やかに着手していくこととしている。

(2) 目的

本事業は、別途進める浄・配水施設等の計画的な耐震化と並行して、これらの施設を繋ぐ基幹管路の更新について、PFI事業として実施することで、民間事業者の技術力と創意工夫の発揮により、工事及び業務の適正な履行による品質の確保等のもとより、コストも抑制しつつ、更新のペースアップを図るものである。

具体的には、本事業を実施することによって、事業期間終了時の令和13年度末には、南海トラフ巨大地震に対する耐震性を有する基幹管路により構成された、取水施設から、市内に12ある1次配水ブロックに至る給水ルートを確認し、南海トラフ巨大地震の発生時における広域断水の回避に一定の目処を付ける(南海トラフ巨大地震発生時に、各1次配水ブロックの全域にわたる断水が回避できるように、各1次配水ブロックへの給水ルートとなる基幹管路及び各1次配水ブロック内の主要な基幹管路を同地震への耐震性を有するものにする。)とともに、次のステップである上町断層帯地震への耐震性を有するものとするための基幹管路の更新を効果的・効率的に推進することを目的としている。

3 事業期間

本事業の事業期間(以下「本事業期間」という。)は、大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業 事業契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業開始日(令和6年4月1日の予定。以下「事業開始日」という。)から、令和14年3月31日(事業契約書の定めるところに従い、市及び事業者双方の合意による本事業期間の延長を行った場合は当該延長後の期間の終了日。以下「本事業終了日」という。)までとする。

事業開始日以降に、事業契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

4 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、6に示す対象施設に係る計画業務、運營業務（管路更新に係る各工程間の業務調整等の管理的業務を指す。以下同じ。）設計業務、施工業務及び施工監理業務を行った後、市に所有権を移転することにより実施する。

5 事業範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。

当該業務を行ううえで事業者課される制限及び手続きを含め、本事業における詳細な実施条件については、本入札説明書のほか、要求水準書、事業契約書、モニタリング基本計画（事業実施時は大阪市水道基幹管路耐震化P F I事業モニタリング実施計画）、事業者の提案書類、事業契約書とは別に市及び事業者の間で締結される契約に係る契約書等において定める。

（1）特定事業

本事業において、特定事業とは、6に示す対象施設の耐震管への更新に係る、計画、運営、設計、施工及び施工監理業務の実施をいう。

具体的な業務は、次のとおりである。

ア 計画業務

管路更新計画の策定と管理、管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整

イ 運營業務

各業務の工程等の総合調整、設計業者・施工業者及び断通水業者の確保、設計費の確定及び工事費の積算、設計変更、工事費及び断通水作業費の確定（精算）、履行困難時の対処

ウ 設計業務

設計計画の策定、材料等の選定、工法の選定、埋設調整、附属設備の配置、給水管接合替の調整、設計内容の明示（図面作成・数量算定）、試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映、占用申請等の事務手続き

エ 施工業務

各種許可申請手続き、試験掘、施工協議、地元調整、工事施工、施工数量の認定、施工管理、工事完成手続き

オ 施工監理業務

施工業務の品質管理、工事完成検査

(2) 任意事業

事業者自ら、又は事業者の子会社若しくは関連会社（以下総称して「事業者子会社等」という。）をして、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲において、事業に係る全ての費用を事業者又は事業者子会社等自身の負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が事業者を選定するにあたって、入札参加者は、任意事業を提案することができる。事業期間中においても、事業者は、任意事業を提案することができる。

任意事業を実施するにあたっては、特定事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じることを前提とし、事前に市の承認を得なければならない。

また、その経理にあたっては特定事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

6 事業対象

本事業の対象となる施設は、約38kmの基幹管路とする。詳細は関連資料No. 1（対象基幹管路のリスト）で示すものとする。

表1 対象路線の内訳について

対象路線	既設口径 ^(注) (mm)	延長 (km)
配水本管（鋳鉄管）	400～1067	20
配水本管（ダクタイル鋳鉄管）	400～1000	6
送水管（ダクタイル鋳鉄管）	1200～1500	12
合計		38

（注）分岐部分を含まない本管部分の主要口径

7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、SPC（第3-6-(2)により設立されるSPCをいう。以下同じ。）の経営に係る費用を含んだ特定事業を実施するために要する対価である。

本事業において、市が事業者に対価として支払うサービス購入料の構成は、次のとおりである。

表2 サービス購入料の構成

分類	各対価の内容
サービス 購入料A	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計業務のうち、表3に示す設計費にかかる対価 ➤ 施工業務のうち、表3に示す工事費にかかる対価 ➤ 消費税及び地方消費税相当額 ➤ 設計及び施工のそれぞれの完成に応じた額について、当該完成物にかかる前払金を控除した残額を年2回を支払う。 ただし、別途事業契約書で定める部分払いの対象路線の工事費については、上記のほか、年1回に限り部分払いを請求することができる。
サービス 購入料B	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施工業務のうち、表3に示す断通水作業費にかかる対価 ➤ 消費税及び地方消費税相当額

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業契約書に示す精算対象期間に実施した断通水作業量に応じた額を年1回(4・8事業年度は年2回)支払う。
<p>サービス 購入料C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画業務、運營業務、施工監理業務にかかる対価 ➤ 設計業務のうち、表3に示すSPC経費にかかる対価(含む) ➤ 施工業務のうち、表3に示すSPC経費にかかる対価(含む) ➤ 事務所維持経費(人件費、物件費等) ➤ 消費税及び地方消費税相当額 ➤ 開業費、支払利息、税等 ➤ SPCの経営に必要な費用をいい、設計費、工事費、断通水作業費を除いた特定事業を実施するために必要な経費であり、四半期毎に支払う。

表 3

要求水準書に記載している業務内容		SPC経費	設計費・工事費・ 断通水作業費
第5 設計業務に関する要求水準			
2 要求水準			
(1)	設計計画の策定	SPC経費	
(2)	材料等の選定	SPC経費	
(3)	工法の選定		設計費
(4)	埋設調整	-	-
	ア 埋設位置の決定	SPC経費	
	イ 道路管理者との協議(浅埋、存置、新舗装)	SPC経費	
	ウ 調整補助、調整図面等関係書類の作成		設計費
	エ 埋設物の調査		設計費
	オ 各調書の作成	SPC経費	
	カ 更新位置の見直し		設計費
	キ 防護、移設、復元が必要な場合の対応		設計費
	ク 私有地承諾手続き	SPC経費	
	ケ 埋蔵文化財に係る手続き	SPC経費	
	コ 再調整に関する事項		設計費
(5)	附属設備の配置		設計費
(6)	給水管接合替の調整		設計費
(7)	設計内容の明示(図面作成・数量算定)		設計費
(8)	試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映	-	-
	ア 試験掘実施計画の作成	SPC経費	
	イ 試験掘結果の反映		設計費
(9)	占用申請等の事務手続き		設計費
第6 施工業務に関する要求水準			
2 要求水準			
	ア 施工計画書の作成		工事費
	イ 業務執行体制の確保		工事費
(1)	各種許可申請手続き	-	-
	ア 各種申請・届出書類の作成、提出		工事費
	イ 工期延期手続き	SPC経費	
	ウ 各関係図書の整合確認		工事費
	エ 調整図面への反映(地元との協議・調整)		工事費
(2)	試験掘		工事費
(3)	施工協議	-	-
	ア 施工協議		工事費
	イ 立会		工事費
	ウ 施工着手書類の作成・提出		工事費
	エ 工程調整会議の出席	SPC経費	
	オ 他占有者との施工協議		工事費
	カ 施設管理者との施工協議		工事費
	キ カに関する立会、防護措置等		工事費
	ク 協議事項の共有		工事費
(4)	地元調整		工事費
(5)	工事施工	-	-
	ア 現場責任者の常駐		工事費
	イ 安全上の措置		工事費
	ウ 施工現場の保全措置		工事費
	エ 道路占用、道路使用		工事費
	オ 掘削		工事費
	カ 管工事		工事費
	キ 埋戻し		工事費
	ク 道路復旧		工事費
	ケ 建設系廃棄物の適正な処理		工事費
	コ 道路条件に適合した弁室等構造物の設置		工事費
	サ 交通条件に適合した適正な路面覆工		工事費
	シ 断通水作業・洗浄排水		断通水作業費
	ス 洗浄水放流に係る対応		断通水作業費
	セ 緊急対応に備えた情報共有	SPC経費	
	ソ 災害時の緊急時における保全措置		工事費
(6)	施工数量の認定	-	-
	ア 施工数量の認定		工事費
	イ 断通水作業に係る数量の認定		断通水作業費
	ウ 埋設位置や工法変更等に関する手続き		工事費
(7)	施工管理		工事費
(8)	工事完成手続き		工事費

上記の表は、設計・施工業務にかかる費用の区分を示したものである。(計画業務、運営業務、施工監理業務はSPC経費)
 なお、部分については、SPC経費が含まれる。また、詳細は、入札公告後に市が開示する、参考資料を参照のこと。
 詳細項目(上記の表で、カタカナで割りつけられた項目)に記載の業務内容は、要求水準書記載の業務内容を要約したものであり、
 区分される業務を限定しているものではない。

8 削減率

市が設定する予定価格から入札価格を減じた差の予定価格に対する割合(%)を(以下「削減率」という。)とし、本事業におけるサービス購入料の確定にあたって適用する。

削減率はSPC経費に係るもの(1)と、設計費、工事費及び断通水作業費の合計(以下「工事費等」という。)に係るもの(2)を設定することとし、事業期間中の削減率の見直しは行わないものとする。

削減率の算定式は、以下のとおりとする。

(1) 削減率 1 : サービス購入料Cの確定時に用いる削減率

$$1 = \left(1 - \frac{\text{入札価格のうちのSPC経費}}{\text{予定価格のうちのSPC経費}} \right) \times 100 (\%)$$

(2) 削減率 2 : サービス購入料A及びサービス購入料Bの確定時に用いる削減率

$$2 = \left(1 - \frac{\text{入札価格のうちの工事費等}}{\text{予定価格のうちの工事費等}} \right) \times 100 (\%)$$

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 選定の方法

市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

なお、本事業は政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおり行う予定であり、その詳細、変更等については、市のホームページ掲載等により公表する。

時 期（予定）	内 容
令和5年5月10日	入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、モニタリング基本計画、作成要領及び様式集等）
5月11日～	入札説明書等に関する質問の受付
6月中下旬 6月26日～7月14日	入札説明書等に関する質問の回答 対面による質疑応答の申込の受付
～7月10日 7月25日	参加資格確認申請書の受付・参加資格確認 参加資格確認結果の通知
8月上旬	入札説明書等に関する質疑応答
10月12日～20日 10月23日	入札書及び提案書の受付 開札
11月下旬 12月下旬	入札参加者によるプレゼンテーション 落札者の決定及び公表
令和6年1月下旬	基本協定の締結
1月下旬以降	事業契約の締結
4月	事業開始

3 入札参加者の構成及び参加資格要件等

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は、本事業の計画業務を担う企業、運営業務を担う企業、設計業務を担う企業、施工の総合的な管理を担う立場（元請）としてSPCから施工業務を請け負う施工管理企業、施工監理業務を担う企業及び本事業全般の経営を担う企業（（3）の要件の範囲内で、一つの企業がこれらの業務を兼務することは許容する。）を含む複数の企業とし、構成企業¹及び協力企業²（以下「構成企業等」という。）により構成される企業グループとする。なお、当該企業グループに協力会社³は含まないものとする。

1 構成企業とは、SPCに出資⁴し、事業開始後、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担う（SPC又は構成企業等からこれらの業務を受託・請負をする場合を含む。）企業をいう。

2 協力企業とは、SPCに出資⁴せず、事業開始後、SPC又は構成企業等から、計画、運営、設計、施工、施工監理及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを受託・請負をする企業のうち、入札参加者が提案書において指名する企業をいう。

3 協力会社とは、SPCに出資⁴せず、事業開始後、SPC又は構成企業等から業務を受託・請負をする企業のうち、協力企業以外の企業をいう。

4 SPCの株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）の取得を除く。

イ 入札参加者は、構成企業の中から代表企業を定めるものとする。

ウ 構成企業等は、他の入札参加者の構成企業等として重複して入札に参加できないものとする。ただし、事業契約締結後に、選定されなかった構成企業等が、選定された入札参加者から本事業に係る業務を受注することは妨げない。

エ 構成企業等の変更について、4 - (3)の参加資格確認書類提出以降は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成企業等については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、追加及び変更を認めることがある。

オ 次のいずれかの関係に該当する企業は、別々の入札参加者の構成企業等として参加することはできないものとする。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 社の場合

- A 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- A 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
役員とは、株式会社の場合は取締役をいう。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。

(ウ) 次のいずれかに該当する 2 社の場合

- A 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- B 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が同一場所である場合
- C 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- D 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

(エ) (ア) から (ウ) の他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

代表企業は、次のア及びイのうち、いずれか一つ以上の要件を満たす必要があり、不足する要件については、他の構成企業を満たす必要がある¹。なお、代表企業がア及びイを満たしていることは妨げない。

また、構成企業等は、ウの要件を満たす必要がある。

ア 日本国内の国、地方公共団体又は水道事業者等（水道法（昭和32年法律第177

号)第2条の2第1項の「水道事業者等」をいう。)を管理者とし、事業期間が8年以上であるPFI法に基づく事業において、代表企業又は構成企業としての実績(実施中の事業も含む。)を有していること。

イ 日本国内の地方公共団体又は水道事業者等を管理者とし、事業期間が2年以上である、管路工事に係る設計及び施工業務を元請²として一括で受託した実績(実施中の業務も含む。)を有していること。

ウ 入札参加者の構成企業等は、本事業において担当する業務の種目について、入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとする。

ただし、当該名簿に登録されていない者で、本入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認の申請を行うこと。なお、本事業において担当する業務が、当該名簿の種目に該当しない場合は登録を問わない。

- 1 構成企業(ただし、代表企業を除く。)の親会社及び子会社の実績を含める。
- 2 元請が共同企業体の場合、共同企業体の代表企業としての実績又は共同企業体の中で管路工事に係る設計及び施工業務を主として実施した構成企業としての実績に限り認める。

(3) 構成企業等に求める要件

構成企業等及び協力会社のうち、施工管理企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)で定める建設業許可を有することとし、施工管理企業又は施工管理企業から見て会社法上の親会社、若しくは子会社の関係にある企業が、施工監理の役割を担うことは認めない。また、同一業務を担う構成企業等が複数ある場合において、要求水準書第2-1-(3)-イに定める業務責任者を配置する企業があるときは、当該企業が業務を統括するものとする。

(4) 入札参加者の制限

入札参加者の構成企業等は、参加資格確認基準日(4-(5)の参加資格確認基準日をいう。以下同じ。)において、第3-3(1)から(3)及び、次の参加資格要件を全て満たすものとする。なお、参加資格確認基準日以降から基本協定締結までの間、入札参加者の構成企業等が、次の参加資格要件を満たさないことになった場合、市は当該企業の本事業への参加資格を取り消すことがある。

ア 入札参加者の構成企業等の全てが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及びPFI法第9条に定める欠格事由に該当しない者であること。

イ 入札参加者の構成企業等の全てが、建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。）を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

ウ 入札参加者の構成企業等の全てが、次の「大阪市PFI事業検討会議 水道基幹管路耐震化PFI事業」（以下「検討会議」という。）の座長、座長代理又はメンバーが属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

<大阪市PFI事業検討会議 水道基幹管路耐震化PFI事業>

座長	佐野 修久	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授
座長代理	伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
メンバー	市川 裕子	弁護士
メンバー	木村 恵子	公認会計士 不動産鑑定士
メンバー	田中 智泰	近畿大学経営学部教授

エ 入札参加者の構成企業等の全てが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。

オ 入札参加者の構成企業等の全てが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。

カ 入札参加者の構成企業等の全てが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

キ 入札参加者の構成企業等の全てが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

ク 入札参加者の構成企業等の全てが、次の本事業に関する支援業務の受託者又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

< 令和4年度及び令和5年度水道事業における官民連携手法検討支援業務委託 >

受託者：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

再委託先：アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

EY新日本有限責任監査法人

水道技術経営パートナーズ株式会社

4 入札への参加手続き等

(1) 本入札説明書等の公表

令和5年5月10日(水)に市のホームページにおいて、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、モニタリング基本計画、作成要領及び様式集等を公表する。

(2) 本入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

本入札説明書等についての質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

- ・ 参加資格要件に関する質問等

令和5年5月11日(木)午前9時から令和5年5月29日(月)午後5時まで。

- ・ 参加資格要件以外に関する質問等

令和5年5月11日(木)午前9時から令和5年6月5日(月)午後5時まで。

イ 提出方法

質問については、簡潔にまとめ、本入札説明書等に関する質問書【様式1-1】に記入し、電子メールにより担当部局へ提出し、電子メールを送信した後に、電話により着信を確認すること。市は、電子メールによる提出以外の質問については、一切応じない。なお、入札説明書等に関する質問書の文書形式は、Microsoft Excel (Windows版、バージョンは2016で対応可能なもの) とすること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。ただし、質問者名

は公表しない。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

- ・ 参加資格要件に関する質問等

公表予定日 令和5年6月16日（金）頃

- ・ 参加資格要件以外に関する質問等

公表予定日 令和5年6月26日（月）頃

なお、守秘義務対象資料等に関する質問に対する回答については、資料を配付した者全員に対し、書面により回答を提示する。

（３）参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年5月11日（木）午前9時から令和5年7月10日（月）午後5時まで。

なお、提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

イ 提出方法

持参により担当部局へ提出すること。

ウ 提出書類

参加資格確認書類（参加表明書【様式4】～構成企業等に求められる要件【様式10】のことをいう。以下同じ）は、代表企業が入札参加者を代表して作成し、提出するものとする。

なお、入札参加者は、構成企業等の企業名及びこれらの企業が携わる業務を参加表明書において明らかにするものとする。

（４）入札説明書等に関する質疑応答の実施

市は、入札説明書等に関して、記載内容の解釈や認識を合わせることにより、提案内容に係る要求水準の未達を防止し、優れた提案書の作成に資することを目的として、参加資格を有すると認められた者を対象に、次のとおり対面による質疑応答を実施する。

なお、市は、入札説明書等の入札の条件に関する交渉等については一切応じない。

ア 受付期間

令和5年6月26日（月）午前9時から令和5年7月14日（金）午後5時まで。

イ 申込方法

質疑応答申込書【様式1-2】に記入し、電子メールにより担当部局へ提出し、電子メールを送信した後に、電話により着信を確認すること。

なお、質疑応答において入札参加者が用意した資料を使用する場合、質疑応答実施日の3営業日前までに、電子メールにより担当部局へ提出すること。

ウ 質疑応答の実施期間

質疑応答の日時等については、対象者に別途通知する。

なお、質疑応答については、1回（最長4時間程度）を予定している。

質疑応答実施予定時期 令和5年8月上旬

エ 質疑応答の取扱い

質疑応答の結果については、入札参加者の名称やノウハウ、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、原則、非公表とする。

ただし、入札説明書等の定義や解釈に関するもの、提案書の作成において補足が必要なもの並びに入札の公平性、透明性及び競争性の確保に関わるものについては、市は、対象者に対して書面により回答を提示する。

回答予定時期 令和5年8月中旬

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認書類の提出期限の最終日である令和5年7月10日（月）を参加資格確認基準日とし、本事業の参加資格の確認を行う。なお、当該確認結果については、入札参加者の代表企業に対して令和5年7月25日（火）に市から書面により通知する。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(5)の参加資格確認結果として、参加資格がないと認められたものである旨通

知を受けた入札参加者の代表企業は、その理由について、書面により、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和5年8月4日（金）午後5時まで。

なお、提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

イ 提出方法

持参により担当部局へ提出すること。

ウ 提出書類

様式は自由とする。

エ 市からの回答

市は、令和5年8月22日（火）までに書面により回答する。

5 事業者の選定手続き等

(1) 入札提出書類の提出

ア 提出期間

令和5年10月12日（木）午前9時から令和5年10月20日（金）午後0時15分まで。

なお、提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び10月20日を除く午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

イ 提出方法

持参により担当部局へ提出すること。

ウ 提出書類

入札提出書類（提案書に関する誓約書【様式14】、要求水準に関する誓約書【様

式15】、提案書【様式16】(添付書類含む)のことをいう。以下同じ。)は、代表企業が入札参加者を代表して作成し、提出するものとする。

(2) 入札書提出時の留意事項

入札参加者は、入札書【添付4】を次により提出すること。

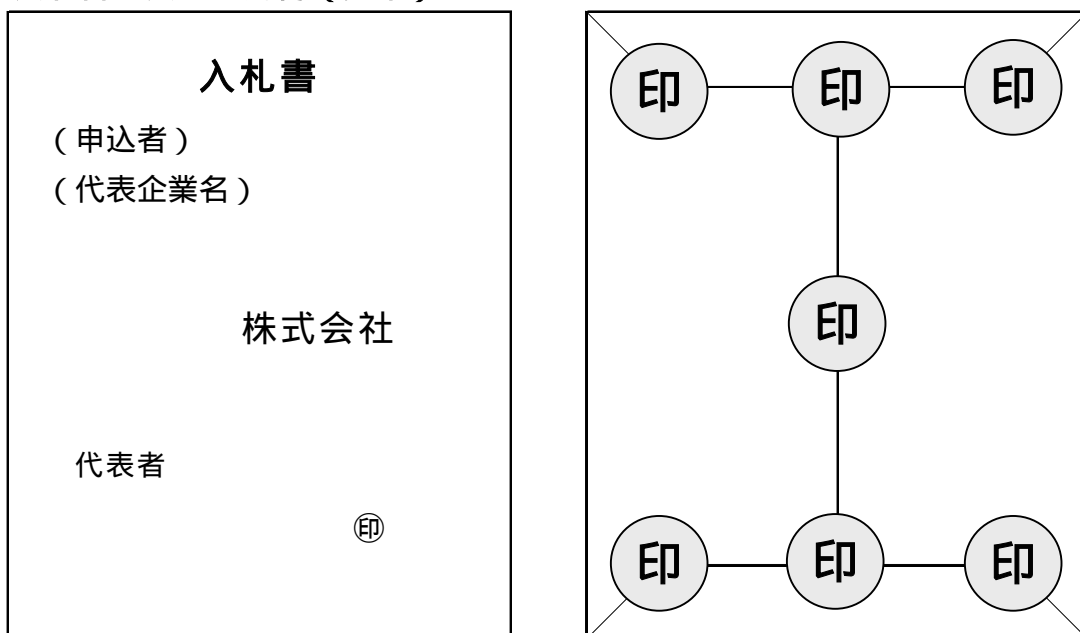
入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に該当する金額を入札書に記載すること。落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とする。ただし、契約時の消費税等の税率が上記の税率と異なる場合は、契約時の税率を適用した金額に変更する。

入札書には、入札価格等、必要な事項を正確に記載し、提出の際には内容をよく確認したうえで、入札書提出期限までに提出すること。

入札書は、訂正の容易な筆記用具(鉛筆や摩擦熱で変色する筆記具等)で記入しないこと。

入札書を無地封筒(長型3号)に入れ、糊付け、割印し、表に入札参加者又は入札参加者の代表企業の企業名、代表者名を記載し、代表企業の実印を押印のうえ、提出すること。

入札書を入れた封筒(見本)



- ・ 一旦提出された入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。
- ・ 入札にあたっては、(3)のとおり提案書を併せて提出すること。
- ・ 入札参加者は、令和5年10月11日(水)午後5時以降に、市のホームページの最新情報を確認してから、入札書を提出すること。

(3) 提案書の提出

入札参加者は、入札書と併せて、次により提案書を持参すること。

なお、入札書と別に提出する場合は受け付けない。

ア 提出期間

令和5年10月12日(木)午前9時から令和5年10月20日(金)午後0時15分まで。

なお、提出の受付は、午前9時から午後0時15分及び10月20日を除く午後1時から午後5時までとし、大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く日とする。

イ 提出方法

持参により担当部局へ提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 入札価格の確認

市は、開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないこと及び7-(14)の価格による失格基準に該当しないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合(入札価格のうちのSPC経費、工事費等がそれぞれの予定価格を超える場合を含む。以下同じ。)又は7-(14)の価格による失格基準に該当する場合、当該入札参加者を失格とする。

なお、本入札については、入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。

イ 開札日時

令和5年10月23日(月) 午前10時

ウ 場所

大阪市水道局総務部管財課 入札室

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

エ 再度入札について

開札の結果、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。

<再度入札の方法>

（ア）再度入札書受付締切予定日時は、開札日の7日後（大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く。）の午後5時とする。再度入札ですべての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、2回目以降の再度入札を行う場合がある。その際は、市は、代表企業に別途通知する。

（イ）再度入札の開札予定日時は、再度入札受付締切日の翌日（大阪市の休日を定める条例第1条に掲げる本市の休日を除く。）とする。

（ウ）再度入札書受付開始日時・再度入札書受付締切日時、開札日時については、「再度入札通知書」で通知する。

（5）基礎審査の結果の通知

市は、入札書及び提案書、入札価格及び要求水準を確認した結果を取りまとめ、基礎審査の結果として、令和5年11月中旬までに結果を代表企業へ通知する。

（6）提案内容に関するプレゼンテーションの実施

基礎審査の通過者は、検討会議のメンバーに対して、提案内容の理解を深めることを目的として、提案書の内容に関してプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を行う。

ア 実施時期

令和5年11月下旬

イ 実施要領

市は、提案内容に関するプレゼンテーションの実施について、日時、場所等、詳細を、基礎審査の結果とともに代表企業へ通知する。

(7) 大阪市PFI事業検討会議の開催

市は、落札者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、検討会議において意見聴取を行うこととする。

なお、本事業に入札参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、検討会議の座長、座長代理、メンバーに対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、当該企業は本事業への参加資格を失うものとする。

(8) 落札者の決定

市は、検討会議において意見聴取を行ったうえで、入札参加者からの提案書について、事業遂行能力、提案価格その他の内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

予定時期 令和5年12月下旬

(9) 審査結果の公表

市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、市のホームページ等において公表する。

(10) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

最終的に入札参加者がいない場合、又は本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合、市は、事業者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市ホームページ掲載等により公表する。

6 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、基本協定書(案)に基づき、市と基本協定を締結しなければならない。なお、市は、基本協定書(案)の修正については、原則

として応じない。

ア 基本協定の締結時期

令和6年1月下旬

(2) S P Cの設立

ア 本事業を実施する者として、落札者は、基本協定締結後、構成企業からの出資によりS P Cを会社法に基づく株式会社として、大阪市内に設立し、市に、S P Cに係る商業登記簿謄本を提出しなければならない。なお、事業期間中はS P Cの本店所在地を大阪市外に移転させないものとする。S P Cの本店所在地を変更する場合は、市に対して、事前に書面で通知するものとする。

イ S P Cが発行する全ての株式(本完全無議決権株式を除く。)は、事業契約が終了するまで、構成企業により保有するものとし、代表企業のS P Cへの出資(本完全無議決権株式を除く。)割合は、構成企業中、最大としなければならないものとする。

なお、市の事前の承認がある場合を除き、S P Cの株式を譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業計画書(案)の提出

落札者は、提案書に基づき、全体事業計画書(案)及び初年度の単年度事業計画書(案)を作成し、市へ提出しなければならない。

その他、事業計画書の詳細については、入札説明書等に示すとおりである。

(4) 落札者による事前準備行為

落札者は、株式会社の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

(5) 事業契約の締結

ア 事業契約の締結

市は、基本協定書(案)に基づき、S P Cと事業契約を締結する。なお、市は、事業契約書(案)の修正については、原則として応じない。

イ 事業契約の締結時期

基本協定の締結後、速やかに行うものとする。

ウ 契約内容

事業契約書において、S P C が履行すべき業務内容、サービス購入料の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定める。

エ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る S P C 側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、S P C の負担とする。

事業契約書作成のために提案書一式（２部）及びその電子データを提出する。

（６）事業の開始

S P C は、事業契約に定める事業開始日に事業を開始する。

S P C は、事業期間中、市と S P C、双方の業務が円滑に行えるよう、市と適宜調整を行う。

また、事業者は、大阪市内で地震や風水害等による広域的な大規模災害が発生し、水道管路の復旧が必要となった場合、可能な限り、水道管路の応急復旧活動への従事に協力する。その際に事業者が要した費用について、市は、実費相当を支払う。

7 入札参加にあたっての留意事項

（１）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾のうえ、応募すること。

（２）入札参加に係る費用

参加資格確認書類、入札提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 公正な入札参加の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、同法に抵触する事実が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(5) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求める。事業者は、契約予定額の100分の10以上の額の保証金を事業契約の締結日までに納付するものとする。ただし、以下に示すいずれかの方法をもって契約保証金の納付に代替できるものとする。

- ・事業契約による債務の不履行に生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- ・事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。ただし、この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(6) 入札の辞退

参加表明書の提出以降、入札を辞退する場合、入札参加者は、入札提出書類の提出期限(令和5年10月20日(金)午後0時15分)までに、入札辞退届【様式13】を提出すること。また、入札参加者が、当該提出期限までに入札提出書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(7) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札参加に関して、使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 守秘義務対象資料等の配付

市は、関心表明書兼資料配付申込書【様式 2 - 1】及び守秘義務の遵守に関する誓約書【様式 2 - 2】を提出した者を対象に、本事業への参画の検討、提案書等の作成に必要な情報等を示した資料(以下「守秘義務対象資料等」という。)を次のとおり配付する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づく守秘義務の範囲は、市が開示する資料全てに及ぶものとする。

ア 対象者

本事業への参画を検討している民間事業者

イ 受付期間

入札公告日から令和 5 年 6 月 5 日(月)午後 5 時まで。

ウ 申込方法

「関心表明書兼資料配付申込書【様式 2 - 1】」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書【様式 2 - 2】」に必要事項を記入及び捺印し、事前に電子メールにより担当部局へ送信した後、電話により着信を確認することとし、原本については提出期限までに担当部局へ送付又は持参すること。

エ 配付方法

守秘義務対象資料等は、担当部局での受取りを基本とするが、郵送(着払い)での受取りも可能とする。

なお、守秘義務対象資料等の配付は、当該データをすべて格納した電子媒体を配付する形で行う。

また、守秘義務対象資料等の追加又は修正が生じた場合は適宜配付する。

オ 守秘義務対象資料等の破棄

守秘義務対象資料等の配付を受けた者は、守秘義務の遵守に誓約書の定めに従い、使用を終えた時点で責任をもって当該資料を破棄し、「配付を受けた資料の破棄報告書【様式 3】」を担当部局へ速やかに送付しなければならない。

(9) 提出書類の取扱い

ア 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、当該入札参加者に確認のうえ、その一部又は全部を無償で使用できる。また、市は、落札者以外が市に提案した内容については、5 - (9) 審査結果の公表以外の目的には使用しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

ウ 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

エ 入札提出書類の変更の禁止

本入札説明書で認めている場合を除き、入札提出書類の変更はできない。

オ 提案内容の矛盾

提案書における文言等による記載内容と、指示図面又はイメージ図その他記載内容等の間において矛盾がある場合は、市の解釈によるものとする。

カ 提案内容の履行義務

落札者が、事業者選定において、提案書により市へ提案した内容については、落札者はこれを履行する義務を負う。なお、提案内容に関する5 - (6) プレゼンテーションにおいて、質問に対し回答した内容についても同様に扱う。

(10) 市からの提供資料の取扱い

入札参加者(入札を辞退した者を含む。)は、市が提供する一切の資料については、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札を無効とする。

ア 大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号)第26条第1項各号の一に該当する入札

イ 5-(3)の提出期限までに提案書を提出しない者の入札

ウ 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

(ア)指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札となるべき者がした低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格の入札

(イ)申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(ウ)提出した入札書に入札価格、SPC経費及び工事費等の記載がない場合

エ 入札参加者の構成企業等が、開札時から落札者の決定までの間において次のいずれかに該当した場合

(ア)建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けた場合

(イ)大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

(ウ)大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

(エ)建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合

オ 3-(1)-オに定める関係会社の参加制限に該当する2社がしたそれぞれの入札

(12) 入札の中止

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、中止等の場合において、書類作成等のために入札参加者がその時点までに費やした費用は、全て入札参加者の負担とする。

(13) 低入札価格調査

ア 優秀提案者の提案価格が、調査基準価格を下回る入札である場合には、落札決定を保留し、低入札価格調査を行う。

イ アによる入札者に対して別途定める低入札価格根拠資料（以下「根拠資料」という。市指定様式。）の提出を求める。根拠資料については、入札結果の公表日の翌日から起算して3日後（市における執務の休日を除く。）午後5時までに担当部局へ持参すること。

ウ 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、落札者決定基準に示す総合評価点が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、低入札価格調査を行うものとし、根拠資料の提出を求める。提出については市の指示に従うこと。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

エ 本事業の低入札価格調査は、「大阪市水道局工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」に準じて、下記のとおり実施する。なお、調査基準価格を算出する際の価格の端数については、1,000円未満を切り捨てて処理する。

調査基準価格は、予定価格のうち、設計費、工事費、断通水作業費及びSPC経費それぞれの構成費用を、事業費の直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に割り振り、次のAからDに掲げる額の合計額に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(a)とする。ただし、その金額が予定価格算出基礎額に10分の9.4を乗じて得た額(b)を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の9.4を乗じて得た額(b)に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(c)とし、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額(d)に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額(d)に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(e)とする。ただし、設計費及び断通水作業費については、事業費の直接経費及び一般管理費等に算入し、その算出の考え方にあたっては参考資料No. 1

及びNo. 3を参照すること。また、S P C経費については、その全額を事業費の一般管理費等に算入するものとする。

- A 事業費の直接経費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- B 事業費の共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- C 事業費の現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- D 事業費の一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

なお、低入札価格根拠資料作成要領及び根拠資料は別添資料のとおりとする。

(14) 価格による失格基準

ア 価格をもって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、そのものを落札者とししないものとする価格による失格基準を設ける。

イ 失格基準価格は、予定価格のうち、設計費、工事費、断通水作業費及びS P C経費それぞれの構成費用を、事業費の直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に割り振り、次のAからDに掲げる額の合計額とする。なお、設計費及び断通水作業費については、事業費の直接経費及び一般管理費等に算入し、その算出の考え方にあたっては参考資料No. 1 及びNo. 3を参照すること。また、S P C経費については、その全額を事業費の一般管理費等に算入するものとする。

ウ 失格基準価格を算出する際の価格の端数については、1,000円未満を切り捨てて処理する。

- A 事業費の直接経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- B 事業費の共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- C 事業費の現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- D 事業費の一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

第4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、必要に応じて、これらの支援を事業者が受けられるように協力する。

3 金融機関又は融資団との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

4 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。